

吉岡町立学校

令和3年度版新型コロナウイルス等対応修学旅行等ガイドライン

吉岡町教育委員会

1 はじめに

吉岡町立学校新型コロナウイルス等対応修学旅行等ガイドライン(以降、本ガイドラインという)は、吉岡町立学校児童生徒が、感染症流行下にあつて修学旅行等を実施する際の基準として示し、児童生徒や教職員、保護者が安心・安全に修学旅行等を実施するためのものである。

本ガイドラインに抵触する内容については、校長会を通して協議し判断する。

2 修学旅行等計画や下見、実施に係る具体的な対策にあつての観点

- (1) 団体において、誰もが感染していないと仮定した「感染させない」対策
- (2) 団体において、児童生徒・教職員が感染様の症状がみられた場合の対策
- (3) 上記の観点における、飛沫感染と接触感染のそれぞれのリスクに応じた対策。
 - ① 飛沫感染…換気の状況・人と人の距離の確保。
 - ② 接触感染…他者と共有する物品・手を触れる場所の頻度。
- (4) 上記の観点から、特に輸送機関・食事の場面・利用する施設・宿泊施設での対策。

3 計画、下見、実施に際して

- (1) 訪問地の感染状況、混雑予想、輸送中の感染リスク、交通機関の是非、施設等の混雑予想、休憩場所のトイレの個数、発熱や体調不良者の休憩場所等の確保、団体行動グループ行動の是非等を考慮し、活動・休憩の時間帯や食事の方法・場所、医療機関の所在等を綿密に計画する。
- (2) 集合場所は可能な限り、開放した広い場所を確保し、集合の方法、クラスや列の間隔・前後の隊形、並びに移動方法や経路について、余裕を持たせた体制・方法を確保する。また、クラス単位等の点呼、短時間での注意指導等も配慮する。
- (3) 食事についても、旅行会社及び宿泊施設等と連絡を取り合い、食事の形式や席の配置、メニュー、食器等の扱いなど、可能な限り感染リスクを抑えた対応をとることとする。
- (4) 上記の計画を立てる際に、リスクが高いと判断した場合は、順延や中止、日数の変更、一部行程の変更、輸送機関の変更、訪問地の変更等を学校で協議の上、校長会に報告する。
- (5) 上記の変更によって生じた予定外の支出(交通費の増額、契約変更、突然のキャンセル等)の補助等については、その可否や額、支払期日、方法等を町教育委員会と協議する。
- (6) 計画が整った段階で、当該学年の保護者に計画を提示し、感染の対応について詳細に説明した上で、参加同意書の提出を求める。なお、参加率が90%を下回る場合には、教育委員会に提出された「学校の施設以外の施設の利用承認申請」によって「不承認」の通知を校長宛に通知し、中止を決定する。(「吉岡町立小学校及び中学校の修学旅行実施規程」)
- (7) (6)の承認以降における計画の実施の可否については、各校の校長が必要に応じて町教育委員会と協議しながら、検討時の吉岡町(学校)の感染状況と旅行先の状況(緊急事態宣言・まん延防止措置など)等を総合的に判断して決定するものとする。なお、原則、キャンセル料(企画料を除く)が発生する前日までに検討・決定する。

(8)実施される場合において、感染症への不安等の理由で参加できない児童生徒への該当日の対応については学校と教育委員会とで協議する。

4 具体的な感染防止対策

(1)事前

- ①消毒設備の設置・整備等を事前に旅行社に依頼し、手洗いや消毒を定期的実施するよう計画する。
- ②旅行社を通して、輸送機関、見学・食事・宿泊施設等に事前及び定期的な消毒と、機能を最大限とした換気を依頼する。
- ③宿泊については、可能な限り自校の団体の単独利用や同一フロアでの単独利用、病人核利用の別室確保、自校単独での食事などについて配慮できる施設とする。
- ④宿泊以外の食を伴う活動についても単独で利用できる施設や、バスの車内などを設定する。
- ⑤児童・生徒については食事アレルギーや既往症の事前調査に加えて、新型コロナウイルスによる重症化リスクの可能性も事前に把握し、主治医の見解を保護者に確認の上、参加の是非を検討する。
- ⑥感染症対策について旅程に沿って指導をしておく。
- ⑦同居の家族も含め、児童・生徒の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止める。
- ⑧出発前においても児童・生徒の体調確認（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状がある場合には、旅行参加を取り止める。
- ⑨児童生徒修学旅行のしおりへの必要事項
 - 旅行時持参物の内容の配慮について
 - ・マスク（1日1枚、予備を携行させる）
 - ・体温計
 - ・ハンカチ（1日1枚：手洗い後に個人で使用）・ティッシュ
 - ・マスクを置く際の清潔なケース（ビニール袋やハンカチ等も可）
 - ・利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋を通常の持参物に加えて持参するよう推奨します。
 - 班別、グループ行動中の注意事項（班別行動は極力設定しない）
 - ・班別、グループ行動中においても、可能な範囲で「密を避ける行動」に留意し、各所の設備を利用した手洗い・消毒等を定期的実施する。並びに、行動経路・範囲を厳格に計画し、当日の変更内容等も記録する。【感染範囲の特定の為】

(2)実施中

- ①旅行中も朝・夕の定期的な検温を実施する。
- ②旅行中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち（1日1枚）として、共用はしない。
- ③貸切バスの乗車時は、一人一人の間隔を空け、必要最小限の会話を心掛ける。
- ④貸切バスについては、車内の換気機能を最大限に作動させ、マスク着用し、会話を控えめにすることを遵守する事による安全の担保を行い、さらに必要に応じて座席の間隔を開ける・および出来る限り乗車人数を減らす等の方策を講ずる。

- ⑤公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用して会話は控え、車内での移動を極力しないようにし、座席を回転して対面での利用もしない。
- ⑥団体行動中は、可能な限り人と人の距離を取り、お互いの会話を控える。特に、マスクを外す食事や複数人での入浴、就寝時の会話については事前指導や、実施中の巡視・指導を徹底する。
- ⑦原則として、食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクを着用。毎日交換する。
- ※熱中症などの可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離、会話をしないことを確保した上で、マスクを外す場合がある
- ⑧旅行中に発熱・体調不良者が発生等の場合には、輸送機関での座席の配慮や事前に用意した休憩場所、宿泊室での対応をする。症状によっては、通院や保護者の迎えも検討する。
- ⑨発症者発生時の対応については速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行う。管轄保健所と医師の判断に従い、発症者と濃厚接触者への対応を行う。また、それら関係者の意見を参考に、旅行社と事後の行程に関する検討を行う。併せて保護者にも状況連絡を行う。

(3) 事後

- ・旅行後2週間は、健康観察を強化し、体調不良の場合は学校に連絡するとともに医療機関で受診することとする。

上記の内容に計画、実施上の疑義が生じる場合には、学校長の意見を参考に教育委員会で協議する。

参考:旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第4版)